

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2022年11月28日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第6号

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則（2019年4月細則第11号）の一部を改正する細則

(改正前)	(改正後)
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第10条 規程第15条及び第16条に規定する細則で定める期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教員（助教を除く。） 当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする当該日を含む年度末日までの期間</u></p> <p>(3) <u>教員（助教に限る。） 当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする当該日を含む規程第6条の2第3項第1号に規定する単位期間の末日までの期間</u></p> <p>2, 3 略</p>	<p>(2) <u>教員 当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする12週間後の日までの期間</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

附 則

この細則は、公布の日から施行する。